

授業料補助制度(就学支援金・授業料軽減)・奨学給付金

授業料の支援制度として、国の就学支援金と、兵庫県の授業料軽減補助(下記計算式による算出額が304,200円未満の世帯対象)があります。

【所得判定計算式】

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

授業料以外の教育費の支援制度として奨学給付金があります。

保護者等の県民税所得割および市町村民税所得割額が非課税または7月1日時点で生徒が生活保護(生業扶助)の受給対象である場合52,600円～138,000円が支給されます。

補助金年額 (令和2年度実績)	(円)			
	上記所得判定計算式 による算出額 (年収目安)	就学支援金	授業料軽減	年間合計
生活保護・0円～ 154,500円未満 (590万円未満程度)		396,000 (月額33,000)	12,000	408,000
154,500円以上～ 217,700円未満 (730万円未満程度)		118,800 (月額9,900)	100,000	218,800
217,700円以上～ 304,200円未満 (910万円未満程度)			50,000	168,800
304,200円以上 (910万円以上程度)		対象外		